

文京区立小日向台町小学校等改築基本設計について

1 対象施設・所在地

小日向台町小学校、幼稚園及び児童館・育成室（文京区小日向二丁目3番8号）

2 用途地域等

第一種低層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 150%）

3 建物概要

- （1）敷地面積 約 8,700 m²
- （2）建築面積 約 4,300 m²
- （3）延床面積 約 11,800 m²
- （4）構造・階数 RC 造・地上 3 階、地下 1 階

4 基本設計の進め方について

基本設計の策定にあたっては、学校等に対し丁寧にヒアリングを行うとともに、保護者や地域の意見や要望を聞くため、下記のとおり説明会等を開催した。

令和 6 年 6 月 1 日 小日向台町小学校等の改築計画に関する説明会

令和 7 年 7 月 19 日 小日向台町小学校等改築工事に関する進捗報告会

5 改築スケジュール（予定）

基本・実施設計	令和 6 年 2 月～令和 8 年 8 月
茗荷谷研修所改修工事	令和 8 年 3 月～令和 9 年 2 月
幼稚園等代替施設供用開始	令和 9 年 4 月
園舎解体及び南側道路後退工事	令和 9 年度
埋蔵文化財調査	令和 10 年度
設計修正、申請・届出	令和 11 年度
改築工事	令和 12 年度以降

※小日向台町小学校を大塚四丁目仮校舎に移転させたのち改築工事を開始する。

6 全体イメージ図



南側鳥瞰イメージ



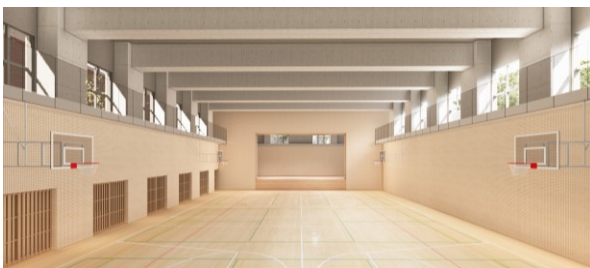
南側外観イメージ



こども園 ピロティ



小日向ホール・こかげのニワ



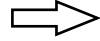
体育館



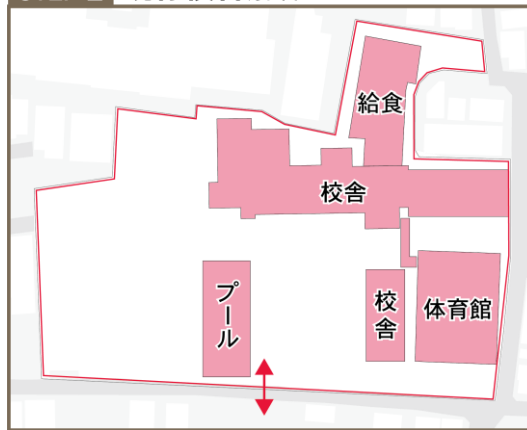
多目的学習スペース

7 建替計画（ステップ図）

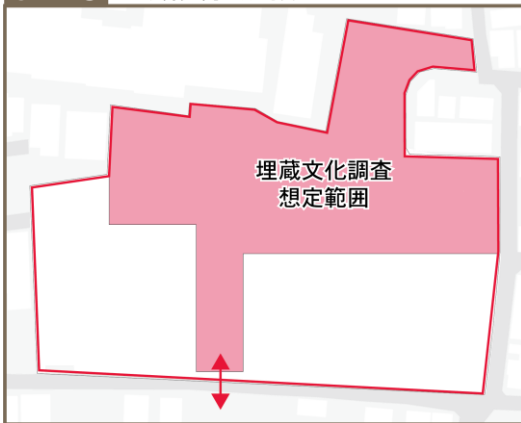
STEP 1 工事開始前



STEP 2 既存校舎解体



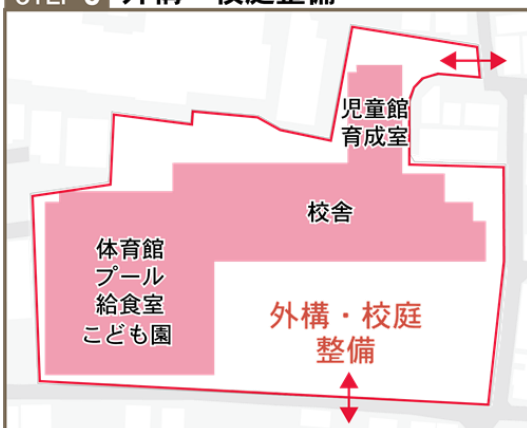
STEP 3 埋蔵文化財調査



STEP 4 新校舎建設



STEP 5 外構・校庭整備



【凡例】

-  : 工事車両動線
-  : 児童・園児・幼児動線
-  : 工事エリア
-  : 工事中建物
-  : 利用中建物

8 計画の特徴

- ・ **記憶の継承**

現在の校舎の意匠等を継承し、丸みのある階段、四角窓の連なり、4代目となる椎の木などを継承し、理科園や友の池を再整備する。

- ・ **複数の施設の一体的整備**

小学校とこども園、児童館・育成室のエリアを明確に区分しつつ、連携の促進・非常時の避難ルートの複数確保など、一体的整備のメリットを活かして計画する。

- ・ **敷地の有効活用**

校庭を南東側へ配置し校庭と園庭を一体利用できるようにする、雨の日の遊び場等になるよう園庭に隣接してピロティを整備するなど、敷地を効率よく活用できる計画とする。また、校庭の面積を現状と同規模程度確保しつつも、建物の床面積は既存の倍近く確保し、多様な学習形態等に対応できるよう計画する。

- ・ **環境にやさしい学校づくり**

建物の高断熱化、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入等により、ZEB Ready 認証の取得を目指し、環境負荷低減と快適な学習環境の両立を図る。

- ・ **避難所としての機能強化**

耐震性能の確保や非常用電源の整備等、施設の防災性向上を図るとともに、主な避難スペースとなる体育館や防災備蓄倉庫への複数の動線を計画するなど、避難所としての機能性を確保する。また、避難所エリアと学校エリアの管理区分を明確にし、学校を早期再開できるゾーニングとする。

- ・ **周辺地域への環境配慮**

南東側の交差点を隅切りしポケットパークを設置する、敷地外周路の一部を歩道状空地とするなどの整備を行うことで、子どもたちの通学路としての安全の確保に加え、地域とのつながりを深める計画とする。また北側の一部を勾配屋根とする、上層階をセットバックする、セットバックした屋上を緑化するなどにより、隣地へも配慮した計画とする。

9 配置・平面図（令和7年8月現在）



1 階



地下1階



10 北側隣地の取得について

(1) 概要

小学校敷地北側の土地について、当該土地所有者と交渉した結果、取得に係る手続きを進めていくこととなった。当該土地の具体的な活用方法については、実施設計の中で検討を進めていく。

(2) 敷地の概要

- ① 所在地 小日向二丁目 164 番 1 号のうち一部
- ② 取得予定面積 約 240 m²
- ③ 建ぺい率 60%
- ④ 容積率 150%
- ⑤ 用途地域 第一種低層住居専用地域（高さ制限 10m）

(3) 取得に向けたスケジュール

令和 7 年 9 月 補正予算議決

令和 7 年 10 月 財産価格審議会 ※財産価格審議会以降、売買契約を締結する。

<配置図>

